



スカパーJSAT

SAD-O3-25-001

EsBirdサービス 料金表

第10版
(令和7年8月)

スカパーJSAT株式会社

EsBirdサービス料金表 目次

通 則	1
第1条 (料金の適用)	1
第2条 (料金表の変更)	1
第3条 (料金の計算方法)	1
第4条 (消費税相当額の加算)	1
第5条 (料金の臨時減免)	1
第6条 (月額料金の日割)	1
第7条 (端数処理)	2
第8条 (料金等の支払期日)	2
第1表 双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービスの周波数帯域幅利用料	3
第2表 ネットワーク利用料	4
第3表 延長ネットワーク利用料	6
第4表 ネットワーク登録料	8
第5表 モデムカード増加料	9
第6表 仕様追加料	10
第7表 メーカー指定料	11
第8表 設定変更等作業料	12
第9表 無線局免許取扱手数料	13
第10表 証明取得料	14
第11表 設備交換料	15
第12表 予備品貸与料	16
第13表 解除料	17
附 則	19

通 則

(料金の適用)

第1条 EsBirdサービスに関する料金は、このEsBirdサービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定めるところにより適用します。

(料金表の変更)

第2条 当社は、契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、料金表の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この料金表を変更することがあります。この場合において、契約者は、変更後の料金表の適用を受けるものとします。

2 当社は、この料金表を変更する場合には、変更後の料金表の内容及びその効力発生時期を契約者に周知するものとします。

(料金の計算方法)

第3条 当社は、契約者がネットワーク契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

(消費税相当額の加算)

第4条 EsBirdサービス契約約款(以下「約款」といいます。)において、約款第 46条(周波数帯域幅利用料の支払義務)から約款第 55条(無線局免許取扱手数料、証明取得料の支払義務)の規定により、料金表に定める料金について支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額に消費税等相当額を加算した額とします。

(料金の臨時減免)

第5条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第1条(料金の適用)の規定にかかわらず、臨時に料金を減免することがあります。

2 当社は、前項の規定に基づき料金の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

(月額料金の日割)

第6条 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 暦月の初日以外の日に、EsBirdサービスの利用開始日若しくはEsBird地球局設備等の貸与期間起算日等が到来したとき、又は周波数帯域幅についての契約変更日となったとき。
- (2) 暦月の末日以外の日にEsBirdサービスのネットワーク契約の解除日、サービス期間の終了日又はEsBird地球局設備等の貸与期間終了日が到来したとき。
- (3) 暦月の初日以外の日に約款の変更又は料金表の改定等により月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
- (4) 約款第56条(支払を要しない料金)第1項及び第2項の規定に該当するとき。
- (5) 暦月の初日にEsBirdサービスの利用開始日又はEsBird地球局設備等の貸与期間起算日が到来し、その日にそのネットワーク契約の解除日又はEsBird地球局設備等の貸与のとりやめ日等が到来したとき。

(端数処理)

第7条 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満が生じた場合はその端数を切り捨てます。

2 前項の規定にかかわらず、消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払期日)

第8条 契約者は、料金等次に掲げる債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービスの周波数帯域幅利用料	EsBirdサービスの利用開始日の属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末 但し、EsBirdサービスの利用開始日がある月の15日以降のときは、その月の周波数帯域幅利用料に限り翌月の15日
2 ネットワーク利用料、延長ネットワーク利用料、仕様追加料及びメーカ指定料（ネットワーク利用料等）	EsBird地球局設備等の貸与期間の開始日の属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末 但し、EsBird地球局設備等の貸与期間の開始日がある月の15日以降のときは、その月のネットワーク利用料等に限り翌月の15日
3 ネットワーク登録料	EsBird地球局設備等の貸与期間の開始日の属する月の月末 但し、EsBird地球局設備等の貸与期間の開始日がある月の15日以降のときは、翌月の15日
4 モデムカード増加料	モデムカードを増加したEsBird地球局設備等の貸与期間の開始日の属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末 但し、モデムカードを増加したEsBird地球局設備等の貸与期間の開始日がある月の15日以降のときは、その月のモデムカード増加料に限り翌月の15日
5 設定変更等作業料	設定変更等作業を完了した日の属する月の翌月の月末
6 無線局免許取扱手数料	電波法及び電波法関係法令に基づく事務及び作業を行った月の翌月の月末 但し、電波法関係手数料のうち電波利用料に相当する額については、当該無線局の免許の日の属する月の翌月の月末又はその免許の日に応当する日の属する月の翌月の月末
7 証明取得料	作業及び手続を行った月の翌月の月末
8 設備交換料	設備の交換を行った日の属する月の翌月の月末
9 予備品貸与料	EsBird地球局設備等の予備品の貸与期間の開始日の属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末 但し、EsBird地球局設備等の予備品の貸与期間の開始日がある月の15日以降のときは、その月の予備品貸与料に限り翌月の15日
10 解除料	ネットワーク契約の解除日又はEsBird地球局設備等の利用を取り止めた日の属する月の翌月の月末

2 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

3 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、第1項に掲げる料金等の債務について、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。

第1表 双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービスの周波数帯域幅利用料

(単位:円/月)

周波数帯域幅(Hz)	周波数帯域利用料
50kHz から 100kHz まで	100,000
100kHz を超え 200kHz まで	180,000
200kHz を超え 500kHz まで	420,000
500kHz を超え 1MHz まで	800,000
1MHz を超え 3MHz まで	2,400,000
3MHz を超え 5MHz まで	4,000,000
5MHz を超え 10MHz まで	7,750,000
10MHz を超え 15MHz まで	11,150,000
15MHz を超え 20MHz まで	14,600,000

第2表 ネットワーク利用料

(1) 10年間貸与の場合

ア. EsBird送受信局

(単位:円/台/月)

モデムカード速度	ネットワーク利用料(1モデムカードあたり)
IP(128kbps まで)	102,000
IP(128kbps を超え 256kbps まで)	152,000
IP(256kbps を超え 384kbps まで)	227,000
IP(384kbps を超え 768kbps まで)	340,000
IP(768kbps を超え 1024kbps まで)	402,000
IP(1024kbps を超え 2048kbps まで)	602,000
IP(2048kbps を超え 3072kbps まで)	802,000
IP(3072kbps を超え 6144kbps まで)	1,202,000
IP(6144kbps を超え 8192kbps まで)	1,502,000

イ. EsBird受信専用局

(単位:円/月)

ネットワーク利用料(1EsBird受信局あたり)
32,000

ウ. 車載型移動地球局設備等については、別途算定致します。

(2) 5年間貸与の場合

ア. EsBird送受信局

(単位:円/台/月)

モデムカード速度	ネットワーク利用料(1モデムカードあたり)
IP(128kbps まで)	200,000
IP(128kbps を超え 256kbps まで)	300,000
IP(256kbps を超え 384kbps まで)	450,000
IP(384kbps を超え 768kbps まで)	676,000
IP(768kbps を超え 1024kbps まで)	800,000
IP(1024kbps を超え 2048kbps まで)	1,200,000
IP(2048kbps を超え 3072kbps まで)	1,600,000
IP(3072kbps を超え 6144kbps まで)	2,400,000
IP(6144kbps を超え 8192kbps まで)	3,000,000

イ. EsBird受信専用局

(単位:円/月)

ネットワーク利用料(1EsBird受信局あたり)
62,000

ウ. 車載型移動地球局設備等については、別途算定致します。

第3表 延長ネットワーク利用料

(1) 延長5年間の場合

ア. EsBird送受信局

(単位:円/台/月)

モデムカード速度	延長ネットワーク利用料(1モデムカードあたり)
IP(128kbps まで)	12,000
IP(128kbps を超え 256kbps まで)	17,000
IP(256kbps を超え 384kbps まで)	24,500
IP(384kbps を超え 768kbps まで)	35,800
IP(768kbps を超え 1024kbps まで)	42,000
IP(1024kbps を超え 2048kbps まで)	62,000
IP(2048kbps を超え 3072kbps まで)	82,000
IP(3072kbps を超え 6144kbps まで)	122,000
IP(6144kbps を超え 8192kbps まで)	152,000

イ. EsBird受信専用局

(単位:円/月)

延長ネットワーク利用料(1EsBird受信局あたり)
5,000

ウ. 車載型移動地球局設備等については、別途算定致します。

(2) 延長1年間の場合

ア. EsBird送受信局

(単位:円/台/月)

モデムカード速度	延長ネットワーク利用料(1モデムカードあたり)
IP(128kbps まで)	27,000
IP(128kbps を超え 256kbps まで)	39,500
IP(256kbps を超え 384kbps まで)	58,250
IP(384kbps を超え 768kbps まで)	86,500
IP(768kbps を超え 1024kbps まで)	102,000
IP(1024kbps を超え 2048kbps まで)	152,000
IP(2048kbps を超え 3072kbps まで)	202,000
IP(3072kbps を超え 6144kbps まで)	302,000
IP(6144kbps を超え 8192kbps まで)	377,000

イ. EsBird受信専用局

(単位:円/月)

延長ネットワーク利用料(1EsBird受信局あたり)
9,500

ウ. 車載型移動地球局設備等については、別途算定致します。

第4表 ネットワーク登録料

(単位:円/台)

EsBird地球局設備等の種類		ネットワーク登録料
EsBird送受信局	可搬局	1,000,000
	固定局Ⅰ(モデムカード5枚以内)	1,000,000
	固定局Ⅱ(モデムカード6枚以上10枚以下)	2,000,000
	固定局Ⅲ(モデムカード11枚以上)	3,000,000
EsBird受信専用局		500,000
車載型移動地球局設備等		別途算定
備考 一の地球局設備が複数のEsBird地球局設備等を装備する場合、それぞれのEsBird地球局設備等について、ネットワーク登録料を支払っていただきます。また、EsBird地球局設備等の貸与を受けてから10年経過して当社に返却し、新たに提供を受けたEsBird設備等を利用する場合、当該EsBird地球局設備等について、ネットワーク登録料を支払っていただきます。 EsBird地球局設備等を延長継続使用する場合、ネットワーク登録料の支払いは要しません。		

第5表 モデムカード増加料

モデムカード増加料
料金表第2表ネットワーク利用料(1)10年間貸与の場合に定めるネットワーク利用料により10年間利用したとみなした場合に支払うこととなる額の60%に相当する額
(支払方法) 当該モデムカードをEsBird地球局設備等に装填した日以降、当該EsBird地球局設備等の貸与期間が終了する日までの期間(以下「モデムカード増加期間」といいます。)において、支払うこととなる月額が均等となるように、ネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料に配分して加算します。

第6表 仕様追加料

仕様追加料
契約者の仕様追加要求に基づき、当社が別途算定する額
(支払方法) 当該EsBird地球局設備等の貸与期間において支払うこととなる月額が均等となるように、ネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料に配分して加算します。

第7表 メーカー指定料

メーカー指定料
約款に基づき支払うこととなるネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料の10%に相当する額
(支払方法) 当該EsBird地球局設備等の貸与期間において支払うこととなる月額が均等となるように、ネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料に配分して加算します。

第8表 設定変更等作業料

項目	設定変更等作業
作業費用	1時間あたり人件費×延労働時間 又は 1日あたり人件費×延日数
出張費用	旅費、宿泊費、日当に係る経費
その他上記に付随する費用	実費による
(算定方法) 上記項目の算定額の合計とします。	

第9表 無線局免許取扱手数料

一の地球局設備又は受信専用設備ごとに

項目	区分	無線局免許取扱手数料
(1)地球局又は受信専用設備に関する電波法上の手続きについて当社が行う事務及び作業(電波干渉の調査及び分析に係る作業を含みます。)に要する費用	ア労務費	1時間当たり人件費単金×延労働時間
	イ諸経費	電波法上の手続きを行うために必要な旅費、宿泊費、日当、調査費その他の経費
	ウその他実費	登録免許税に相当する額 ARIB照会相談業務手数料
(2)電波法関係手数料	—	電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)に規定される手数料に相当する額及び電波法に規定される電波利用料に相当する額

第10表 証明取得料

地球局1局ごとに

項目	区分	証明取得料
地球局に関して当社が行う手続 に要する実費	ア 労務費	1時間あたり人件費単金×延労働時間
	イ 諸経費	手続を行うために必要な旅費、宿泊費、日当、調査費その他の経費

第11表 設備交換料

設備交換料
EsBird地球局設備等の主要な部分を構成する機器の交換が必要になったときに当社が別途算定する額

第12表 予備品貸与料

予備品貸与料
契約者の予備品貸与の要求に基づき、当社が別途算定する額
(支払方法) 当該EsBird地球局設備等の予備品の貸与期間において支払うこととなる月額が均等となるように、ネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料に配分して加算します。

第13表 解除料

第1(利用開始日の前日までの解除料)

区 分		解除料
1 双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービスの周波数帯域幅利用料に係る解除料	—	ネットワーク契約に定めた双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービスの周波数帯域幅利用料の6ヶ月分に相当する額
2 ネットワーク利用料に係る解除料	ネットワーク契約の解除のとき	EsBird地球局設備等(追加となるEsBird地球局設備等を含みます。以下同じとします。)をネットワーク契約に定めた貸与期間の満了する日まで利用したとみなした場合に支払うべきこととなるネットワーク利用料の90%に相当する額
	一部のEsBird地球局設備等の利用をとりやめる場合	利用を取り止めることとなるEsBird地球局設備等をネットワーク契約に定めた貸与期間が満了する日まで利用したとみなした場合に支払うべきこととなるネットワーク利用料の90%に相当する額

第2(利用開始日以降の解除料)

区 分		解除料
1 双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービスの周波数帯域幅利用料に係る解除料	ネットワーク契約の解除日(以下「契約解除日」といいます。)がネットワーク契約に規定する全ての EsBird 地球局設備等の貸与期間が終了する日である利用期間終了日(以下、本項における「利用期間終了日」はこの定義による。)の6ヶ月以上前のとき。	ネットワーク契約に定めた双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービスの周波数帯域幅利用料の6ヶ月分に相当する額
	契約解除日が、サービス期間終了日の6ヶ月前に満たない日からそのサービス期間終了日の前日までの日のとき。	契約解除日からサービス期間終了日まで継続してネットワーク契約に定めた EsBird サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービスの周波数帯域幅利用料
2 ネットワーク利用料及び延長ネットワーク利用料に係る解除料	ネットワーク契約の解除のとき	EsBird 地球局設備等(追加となる EsBird 地球局設備等を含みます。以下同じとします。)をネットワーク契約に定めた貸与期間の満了する日まで利用したとみなした場合に支払うべきこととなるネットワーク利用料の90%に相当する額
	一部の EsBird 地球局設備等の利用をとりやめる場合	利用を取り止めることとなる EsBird 地球局設備等をネットワーク契約に定めた貸与期間が満了する日まで利用したとみなした場合に支払うべきこととなるネットワーク利用料の90%に相当する額

附 則

この料金表は、平成18年4月1日より実施します。

附 則

この料金表は、平成18年6月1日より実施します。

附 則

この料金表は、平成18年8月1日より実施します。

附 則

この料金表は、平成20年9月30日より実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この料金表は、平成22年4月1日より実施します。

(一斉配信サービスの経過措置)

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている一斉配信サービス(以下「一斉配信サービス」といいます。)の料金については、この料金表実施の日より、一斉配信サービスAとみなして取り扱います。

(EsBirdラインの提供条件に関する経過措置)

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているEsBirdライン(以下「EsBirdライン」といいます。)の料金については、次のとおりとします。

2 料金表第3表(ネットワーク利用料)の規定に拘わらず、ネットワーク利用料は下表のとおりとします。

(1)10年間貸与の場合

EsBirdライン専用端末

(単位:円/月)

ネットワーク利用料(1EsBirdライン専用端末あたり)
62,000

(1)5年間貸与の場合

EsBirdライン専用端末

(単位:円/月)

ネットワーク利用料(1EsBirdライン専用端末あたり)
120,000

3 料金表第4表(延長ネットワーク利用料)の規定に拘わらず、延長ネットワーク利用料は下表のとおりとします。

(1)延長5年間

EsBirdライン専用端末

(単位:円/月)

ネットワーク利用料(1EsBirdライン専用端末あたり)

8,000

(2)延長3年間

EsBirdライン専用端末

(単位:円/月)

ネットワーク利用料(1EsBirdライン専用端末あたり)
9,500

(3)延長1年間

EsBirdライン専用端末

(単位:円/月)

ネットワーク利用料(1EsBirdライン専用端末あたり)
17,000

附 則

(実施期日)

第1条 この料金表は、平成27年9月1日より実施します。ただし、料金表第3表、第4表及び第6表(第8条第5号の支払期日に係る文言変更を含む。)については、平成28年8月1日(以下「適用日」といいます。)から適用します。

(従前措置)

第2条 前条の規定にかかわらず、適用日より前から利用されているEsBird地球局設備等(以下「適用前EsBird地球局設備等」といいます。)については、料金表第3表、第4表及び第6表について従前の料金を適用するものとします。ただし、当該設備等が適用日以降に契約変更された範囲においてはこの限りではありません。

2 適用前EsBird地球局設備等については、その貸与期間が上限の10年を経過したため当社に返却し、新たに同一のモデム速度にて貸与する契約変更を行う場合においても、料金表第3表、第4表及び第6表について従前の料金を適用するものとします。ただし、当該設備等が適用日以降に契約変更された範囲においてはこの限りではありません。

附 則

この料金表は、令和2年3月31日から実施します。

附 則

この料金表は、令和4年10月1日から実施します。

附 則

この料金表は、令和5年4月1日から実施します。

附 則

この料金表は、令和7年8月1日から実施します。

資料名 EsBirdサービス料金表

資料番号 SAD-O3-25-001

平成 18年	4月	1日	第1版
平成 18年	6月	1日	第2版
平成 18年	8月	1日	第3版
平成 20年	9月	30日	第4版
平成 22年	4月	1日	第5版
平成 27年	9月	1日	第6版
令和 2年	3月	31日	第7版
令和 4年	10月	1日	第8版
令和 5年	4月	1日	第9版
令和 7年	8月	1日	第10版

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-8-1

TEL :03-5571-7770
